



## 介護予防促進モデル事業(高齢者補聴器購入費用助成)を 7月1日から開始します！

補聴器の使用による社会参加促進等を目的とした、高齢者の介護予防事業を始めますのでお知らせいたします。

この事業は、介護予防事業等や補聴器装着前後の生活状況の変化に関する健康状況調査への参加を要件に補聴器購入費用を助成し、補聴器を使用することにより閉じこもり防止や社会参加等を促進し介護予防に繋げていくものです。

高齢者向けの補聴器購入費用助成を含めた介護予防促進モデル事業は、指定都市で初めての試みとなります。

### 1 事業開始時期

令和4年7月1日から

### 2 助成対象者（（1）から（6）までの要件全てに該当する方）

（1）市または地域包括支援センターから案内する介護予防事業等に参加できる方

※補聴器装着後に、「いきいき百歳体操」や地域包括支援センターが開催する「介護予防教室」等へ参加していただきます。

（2）補聴器装着前後の生活状況等の変化に関するアンケートに回答できる方

（3）市内に住所を有し、現に在宅で暮らしている65歳以上の方

※助成を受けようとする年度の途中で65歳に到達する方も含みます。令和4年度の対象者は、昭和33年4月1日以前に生まれた方です。

（4）住民税非課税世帯の方

（5）身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでない方または対象とならない方

（6）医師による補聴器の使用が必要との証明が得られる方（原則両耳30デシベル以上）

※医師による証明に必要な書類（医師意見書）は、申請書の審査後に郵送します。

医師意見書作成料等は自己負担となります。

### 3 助成内容

補聴器の購入費用に対して20,000円を上限として助成します。

## 4 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 非課税証明書（転入により相模原市に税情報がない方のみ）

※助成決定後に別途提出していただく書類がございます。

※申請書はホームページからダウンロードできる他、申請窓口でも入手可能です。

## 5 申請方法

必要な書類をそろえて下記の申請窓口へ提出してください。郵送も可能です。

申請窓口

- ・お住まいの地区の地域包括支援センター
- ・各区の高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター

郵送先

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 高齢・障害者支援課 高齢支援班

## 6 事業概要フロー

- (1) 申請書を提出する



- (2) 医師の意見書を提出する



- (3) 補聴器購入後に請求書を提出する



- (4) 介護予防事業等への参加

・申請書の審査が通ったら、市から送付される意見書を持参し、医師に意見書の作成を依頼  
・(市)意見書の審査後、助成決定通知の送付  
・(市)補聴器使用前のアンケートの依頼

・(市)審査後、助成額の振込

・(市)介護予防事業等への参加案内  
・(市)補聴器使用後のアンケートの依頼

## 7 その他

本モデル事業は令和5年度末まで実施する予定です。

問合せ先  
高齢・障害者支援課  
直通電話 042-769-9249

# 令和4年7月から、介護予防促進モデル事業 (高齢者補聴器購入費助成)を始めます！

※令和5年度末までを予定

聞こえづらさに悩んで、お家に閉じこもっていませんか？  
補聴器をつけることにより、聞こえの状態を改善すれば  
周囲の人と交流しやすくなります。

外に出て、介護予防事業に参加してみましよう！

補聴器購入  
助成額  
上限 **2万円**

## 対象者 (次の①～⑥全てに該当する方)

- ① 市または地域包括支援センターから案内する介護予防事業等に参加できる方
- ② 補聴器装着前後の生活状況等の変化に関するアンケートに回答できる方
- ③ 市内に住所を有し、現に在宅で暮らしている65歳以上の方  
※助成を受けようとする年度途中で65歳に到達する方も含みます。
- ④ 住民税非課税世帯の方
- ⑤ 身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでない方または対象とならない方
- ⑥ 医師による補聴器の使用が必要との証明が得られる方(原則両耳30デシベル以上)

## 注意事項

- 医師による証明を得るための医療機関の受診費用(注1)は自己負担となります。  
(注1) 受診料、検査料、文書料(医師意見書作成料)等
- 補聴器以外(集音器や付属品のみ、修理やメンテナンス等)の費用は、助成対象外です。  
また、市の助成決定通知前に補聴器を購入した場合も助成対象外となります。(注2)  
(注2) 制度開始に伴う経過措置があります。令和4年4月～本制度開始までの間で、補聴器を  
すでに購入された方の申請については、申請前に高齢・障害者支援課に必ずご相談ください。



申請の流れ、申請書類の提出先は裏面をご覧ください

お問い合わせ先：相模原市 高齢・障害者支援課 高齢支援班  
電話：042-769-9249 FAX：042-769-5708

# ○介護予防促進モデル事業（高齢者補聴器購入費助成）の流れ

## 申請前に

- ・聞こえの状態について、医療機関（耳鼻咽喉科）を一度も受診したことがない方や受診から数年経過している方は、申請前に一度受診することをお勧めします。
- ・受診することで、難聴の原因を確認し、今後の対応に必要な情報を得ることができます。例えば、治療により改善する場合や、状況によっては身体障害者手帳の交付対象になる可能性もございます。

## 1. 申請書を提出する

- ・申請書は市役所（各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター）、地域包括支援センターで配布しているほか、市ホームページから入手できます。なお、転入により相模原市に税情報がない方は、非課税証明書をあわせて提出していただきます。
- ・市の審査後、条件を満たしている場合は、申請者に医師意見書を郵送します。



## 2. 医師意見書を提出する

- ・郵送された医師意見書を、医療機関（耳鼻咽喉科）に持参し、医師意見書を作成してもらってください。  
（受診料、検査料、文書料（医師意見書作成料）等は自己負担です。）
- ・市の審査後、補聴器の購入が必要であることを確認できた場合は、申請者に助成決定通知書、請求書を郵送します。



## 3. 補聴器を購入する

- ・郵送された助成決定通知書、請求書を持参し、補聴器販売店で補聴器（管理医療機器）を購入してください。
- ・購入する際に、補聴器販売店に領収書を作成してもらってください。

## 4. 請求書を提出する

- ・郵送された請求書に領収書等を添えて提出してください。
- ・市の審査後、条件を満たしている場合は、市が指定口座に助成金を振り込みます。



## 5. 介護予防事業等に参加する

- ・補聴器を装用した聞こえの状態に慣れましたら、市または地域包括支援センターが案内する介護予防事業等に参加してみましよう。



## ○申請書の提出先

持参の場合：地域包括支援センター、（緑・中央・南）高齢・障害者相談課（高齢福祉班）、津久井高齢・障害者相談課（地域・高齢福祉班）、各福祉相談センター  
郵送の場合：高齢・障害者支援課（〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15）